

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

<p>さいたま幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町和戸二丁目二四六番一 地先から同郡同町和戸二丁目二四五番 一地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限ります。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年五月二十三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十月二十九日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第十九号で告示 した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三六・六五メートル</p>	<p>備考</p>